

重要事項説明書 (通所介護用) (令和7年1月～)

当事業所が提供する指定通所介護サービスについて、知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからぬこと、わかりにくいくらいがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月22日 大津市条例第15号）の規定に基づき、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社アトラクティヴライフ
代表者氏名	代表取締役 上野 誠司
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	滋賀県大津市勧学2丁目1-20 電話：077-526-9222 Fax：077-526-9223
法人設立年月日	2020年 2月 27日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービス アトラクト勧学
介護保険指定事業所番号	2570106134
事業所所在地	滋賀県大津市勧学2丁目1-20
連絡先 相談担当者名	電話：077-526-9222 Fax：077-526-9223 堀ノ江 真理子
事業所の通常の 事業の実施地域	大津市のうち日吉、唐崎、皇子山、打出の各中学校区
利用定員	20名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定通所介護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員が、要介護状態の利用者に対し、適切な指定通所介護を提供する。
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

運営の方針	指定通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月、火、水、木、金、土 (但し、12月30日から1月3日まで・5月第1土曜日・8月第2土曜日を除く)
営業時間	8:30～17:30
サービス提供日	月、火、水、木、金、土 (但し、12月30日から1月3日まで・5月第1土曜日・8月第2土曜日を除く)
サービス提供時	9:30～16:45

(4) 事業所の職員体制

管理者	堀ノ江 真理子
-----	---------

(令6年8月1日時点)

職	職務内容	人員数
管理者	1. 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2. 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
生活相談員	1. 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2. それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 3. 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4. 利用者へ通所介護計画を交付します。 5. 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。	常勤 1名 非常勤 2名

看護師・准看護師(看護職員)	1. サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2. 利用者の静養のための必要な措置を行います。 3. 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	常勤 0名 非常勤 5名
介護職員	1. 通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	常勤 1名 非常勤 7名
機能訓練指導員	1. 通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	常勤 0名 非常勤 5名
事務職員	1. 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 0名 非常勤 0名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
通所介護計画の作成	1. 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2. 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3. 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します 4. それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び日程の達成状況の記録を行い、事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
利用者居宅への送迎	食事の提供及び介助
	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。

日常生活上の世話	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排せつの介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
特別なサービス（利用者に対するアセスメントの結果、必要と認められる場合に提供します。）	個別機能訓練	個々の利用者の状態に適切に対応する観点から、個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービス提供をおこないます。

(2) 通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

基本部分	分類	1日料金 (改正後)	自己負担額 1割 (改正後)
通常規模型 3時間以上4時間未満	要介護1	3867円	387円
	要介護2	4420円	442円
	要介護3	5006円	501円
	要介護4	5570円	557円
	要介護5	6145円	614円
通常規模型 4時間以上5時間未満	要介護1	4055円	405円
	要介護2	4640円	464円
	要介護3	5246円	525円
	要介護4	5852円	585円
	要介護5	6448円	645円
通常規模型 5時間以上6時間未満	要介護1	5957円	596円
	要介護2	7033円	703円
	要介護3	8120円	812円
	要介護4	9196円	920円
	要介護5	10283円	1028円
通常規模型 6時間以上7時間未満	要介護1	6103円	610円
	要介護2	7200円	720円
	要介護3	8318円	832円
	要介護4	9415円	942円
	要介護5	10534円	1053円
通常規模型 7時間以上8時間未満	要介護1	6876円	688円
	要介護2	8120円	812円
	要介護3	9405円	941円
	要介護4	10690円	1069円
	要介護5	11997円	1200円
通常規模型 8時間以上9時間未満	要介護1	6991円	699円
	要介護2	8266円	827円
	要介護3	9562円	956円
	要介護4	10878円	1088円

	要介護5	12206円	1221円

要介護度による区分なし	加 算	利用料	利用者負担額	算 定 回 数 等
	個別機能訓練加算 (I) イ	585円	59円	(1) 個別機能訓練を実施した日数 (2) 残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施する。
	個別機能訓練加算 (II)	209円 (月額)	21円	(1) 月に1回 (2) 加算Iの要件に加えて計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを活用している場合加算Iに上乗せして算定する。
	入浴介助加算(I)	418円	42円	(1) 入浴介助を実施した日数 (2) 入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定される加算です。
	入浴介助加算(II)	574円	58円	(1) 入浴を実施した日数 (2) 利用者様の居宅を訪問した介護福祉士等との連携の下で、利用者様の身体の状況や訪問により把握した利用者様の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、入浴計画に基づき、個浴その他の利用者様の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う場合に算定される加算です。
	科学的介護推進体制 加算	418円 (月額)	42円	(1) 月に 1 回 (2) 利用者様ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出しサービスを提供するために必要な情報を活用している場合に算定される加算です。

介護職員処遇改善加算(II)	・所定単位数にサービス別加算率9.0%を乗じた単位数で算定 ・介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。		
送迎減算	−491 円	−49円	送迎を行わない場合（片道）

上記記載内容は1割負担の金額であります。介護保険負担割合証に記載の負担割合が『2割』の方は利用者負担額が2割になります。『3割』の方は利用者負担額が3割になります。利用者の負担割合は『介護保険負担割合証』に記載された割合となります。

- * サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに通所介護計画の見直しを行ないます。
- * 利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる（1～2時間程度の利用）場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料はいただけません。
- * 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所介護の看護職員若しくは介護職員の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70／100となります。
- * （利用料について、保険料滞納等により法定代理受領とならない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収証」を添えてお住まいの市町に居宅介護サービス費（利用者負担額を除く）の支給申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。 (大津市を越えた地点から1kmあたり100円) 大津市内は無料
	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

② キャンセル料	前営業日営業時間中までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	前営業日営業時間中までにご連絡のない場合	食事代金のみ請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ 食事の提供に要する費用	715円（昼食594円・おやつ121円）（1食当り 食材料費及び調理コスト）運営規程の定めに基づくもの（価格：税込み）	
④ おむつ代	100円（1枚当り）運営規程の定めに基づくもの	
⑤ 日常生活費	実費 運営規程の定めに基づくもの	

5 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	ア. 利用料利用者負担額、及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ. 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者あてお届け（郵送）します。
	ア. サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の20日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ. お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付申告の際に必要となることがあります。）
② 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	

* 利用料、利用者負担額、及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

1. サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
2. 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
3. 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者及び家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
4. サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行ないます。なお、「通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
5. 通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者的心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

7 人権の擁護・虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 人権の擁護・虐待防止に関する責任者を選定しています。

人権の擁護・虐待防止に関する責任者	(管理者) 堀ノ江真理子
-------------------	--------------

2. 成年後見制度の利用を支援します。
3. 苦情解決体制を整備しています。
4. 従業者に対する人権の擁護・虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。</p>

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	事業活動包括保険（超ビジネス保険）
保障の概要	対人対物損害賠償責任

11 心身の状況の把握

指定通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定通所介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13 サービス提供の記録

- ① 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供終了の日から2年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧することができます。

14 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：
()

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力をを行う体制を構築するよう努めます。また、それらを定期的に従業員に周知します。

- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 4月・10月）

15 衛生管理等

- ① 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を

講じます。

- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

16 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア. 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ. 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ① 苦情原因の把握…当日または時間帯によっては翌日
 - ② 職員への事実関係の確認
 - ③ 検討会の開催
 - ④ 改善の実施
 - ⑤ 解決困難な場合（関連機関への相談、又は介入の依頼）
 - ⑥ 再発防止
 - ⑦ 事故発生時の対応

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 管理者 堀ノ江真理子	所在地：滋賀県大津市勧学2丁目1-20 電話番号：077-526-9222 Fax：077-526-9223 受付時間：8:30～17:30
【市町（保険者）の窓口】 大津市 健康保険部 介護保険課 ※大津市以外に居住されている方は、その居住地の管轄の市町窓口へご相談ください。	所在地：滋賀県大津市御陵町3-1 電話番号：077-528-2753 Fax：077-526-8382 受付時間：9:00～17:00
【公的団体の窓口】 滋賀県国民健康保険団体連合会	所在地：滋賀県大津市中央4丁目5番9号 電話番号：077-510-6605 受付時間：9:00～17:00

17 暴力団排除について

介護保険施設(事業所)を運営する法人の役員及び管理者その他の従業者は、暴力団員ではありません。また、暴力団員の支配を受けません。

18 提供するサービスの第三者評価の実施（無し）

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-----------------

上記内容について、「大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人

員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年3月22日 大津市条例第15条）の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在 地	滋賀県大津市勧学2丁目1-20	
	法 人 名	株式会社アトラクティヴライフ	
	代表 者 名	代表取締役 上野 誠司	印
	事 業 所 名	デイサービス アトラクト勧学	
	説明者氏名	堀ノ江真理子	印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、同意しました。

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印

代理人の権限：医療行為や契約締結、介護サービスの提供内容や利用時間、利用料金などについての意思決定とする。